

発議第 1 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 112 条及び廿日市市議会会議規則（昭和 63 年議会規則第 1 号）第 14 条の規定により、市議会議員の期末手当の特例に関する条例案を次のように提出する。

令和 2 年 5 月 29 日

廿日市市議会議長 佐々木 雄三 様

提出者	廿日市市議会議員	新 田 茂 美
賛成者	〃	林 忠 正
〃	〃	北 野 久 美
〃	〃	大 崎 勇 一
〃	〃	中 島 康 二
〃	〃	荻 村 文 規
〃	〃	山 田 武 豊
〃	〃	栗 栖 俊 泰
〃	〃	岡 本 敏 博
〃	〃	有 田 一 彦

市議会議員の期末手当の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、令和2年6月に支給する市議会議員の期末手当を減額するため、特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例（昭和63年条例第10号。以下「特別職給与条例」という。）の特例を定めるものとする。

(特別職給与条例の特例)

第2条 令和2年6月1日に在職する市議会議員に対して支給する期末手当の額については、特別職給与条例第3条第4項の規定にかかわらず、同項の規定により支給する期末手当の額から、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を減ずる。

- (1) 議長 100分の25
- (2) 副議長 100分の20
- (3) 議員 100分の15

附 則

- 1 この条例は、令和2年6月1日から施行する。
- 2 市議会議員の議員報酬及び期末手当の特例に関する条例（平成25年条例第25号）は、廃止する。

(提案理由)

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置が、市民生活、地域経済等へ影響を与えていることに鑑み、令和２年６月に支給する市議会議員の期末手当を減額する特例措置を講じるため、この条例案を提出するものである。

(発議第 1 号説明書)

市議会議員の期末手当の特例に関する条例

1 制定の理由

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置が、市民生活、地域経済等へ影響を与えていることに鑑み、令和 2 年 6 月に支給する市議会議員の期末手当を減額する特例措置を講じようとするものである。

2 条例の内容

市議会議員の令和 2 年 6 月に支給する期末手当の額については、期末手当の額から、その額に次の表に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

職 名	割 合
議 長	1 0 0 分の 2 5
副議長	1 0 0 分の 2 0
議 員	1 0 0 分の 1 5

3 施行期日

令和 2 年 6 月 1 日

4 根拠法令

地方自治法

第 2 0 3 条 普通地方公共団体は、その議会の議員に対し、議員報酬を支給しなければならない。

③ 普通地方公共団体は、条例で、その議会の議員に対し、期末手当を支給することができる。

④ 議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

発議第 2 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 112 条及び廿日市市議会会議規則（昭和 63 年議会規則第 1 号）第 14 条の規定により、廿日市市議会政務活動費の特例に関する条例案を次のように提出する。

令和 2 年 5 月 29 日

廿日市市議会議長 佐々木 雄三 様

提出者	廿日市市議会議員	新 田 茂 美
賛成者	〃	林 忠 正
〃	〃	北 野 久 美
〃	〃	大 崎 勇 一
〃	〃	中 島 康 二
〃	〃	荻 村 文 規
〃	〃	山 田 武 豊
〃	〃	栗 栖 俊 泰
〃	〃	岡 本 敏 博
〃	〃	有 田 一 彦

廿日市市議会政務活動費の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、市議会の会派に対して交付する政務活動費を減額するため、廿日市市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年条例第1号。以下「条例」という。）の特例を定めるものとする。

(条例の特例)

第2条 令和2年6月1日から令和3年3月31日までの間における政務活動費の月額、条例第3条第1項の規定にかかわらず、同項に定める月額から2万4,000円を減じた額とする。

附 則

- 1 この条例は、令和2年6月1日から施行する。
- 2 令和2年4月に、条例第3条第2項の規定に基づき政務活動費の交付を受けた会派は、同年6月15日までに、既に交付を受けた額と第2条の規定に基づいて算定した額との差額を返還するものとする。

（提案理由）

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置が、市民生活、地域経済等へ影響を与えていることに鑑み、令和２年度における政務活動費の交付額を減額する特例措置を講じるため、この条例案を提出するものである。

(発議第 2 号説明書)

廿日市市議会政務活動費の特例に関する条例

1 制定の理由

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置が、市民生活、地域経済等へ影響を与えていることに鑑み、令和 2 年度における政務活動費の交付額を減額する特例措置を講じようとするものである。

2 条例の内容

令和 2 年 6 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間における政務活動費の月額については、3 万円から 2 万 4,000 円を減じた額とする。

3 施行期日

令和 2 年 6 月 1 日

4 根拠法令

地方自治法

第 100 条

- ⑭ 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。